

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 278 回定例会・会議録

日	時	令和 8 (2026) 年 8 月 5 日	(水)	18 : 30～20 : 40
場	所	柏崎原子力広報センター 2F 研修室		
出 席 委 員	相澤、飯田裕樹、岡田、小池、細山、品田善司、品田剛、品田信子、 白井、竹内、星野俊彦、星野正孝、本間、三井田、水戸部			
		以上 15 名		
欠 席 委 員	飯田耕平、小田、中村			
		以上 3 名 (敬称略、五十音順)		
その他出席者	原子力規制委員会	原子力規制庁	柏崎刈羽原子力規制事務所	
			伊藤 所長	
			北村 副所長	
	資源エネルギー庁		利根川 原子力立地政策室長	
			藤野 原子力立地政策室長補佐	
	資源エネルギー庁	柏崎刈羽地域担当官事務所	川原 所長	
	新潟県 防災局	原子力安全対策課	石川 課長	
			奥山 原子力防災対策係長	
			高橋 主任	
	柏崎市 防災・原子力課		前川 係長	
			松崎 主事	
	刈羽村 総務課		高橋 課長補佐	北本 主事
	東京電力ホールディングス (株)		稲垣 発電所長	杉山 副所長
			古濱 原子力安全センター所長	
			堂園 リスクコミュニケーター	
			小林 新潟本部副本部長	
			荒川 土木・建築担当	
			今井 本社リスクコミュニケーター	
			石崎 安全統括部長	
			菅家 地域共生総括 G (PC 操作)	
	柏崎原子力広報センター		堀 業務執行理事	荒川事務局長
			石黒 主査	松岡 主事

◎事務局

定刻となりましたので、ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 278 回定例会を開催いたします。

本日の欠席委員は、飯田耕平委員、小田委員、中村委員の 3 名です。

それでは、配布資料の確認です。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、以上です。

次に、オブザーバーからは、原子力規制庁から 1 部。資源エネルギー庁から 2 部。新潟県から 1 部。柏崎市から 2 部。刈羽村から 1 部。東京電力ホールディングスから 2 部、以上ですが、不足がございましたらお知らせください。

それでは、品田会長に進行をお願いいたします。

◎品田善司 議長

皆さん、こんばんは。

早速でございますが、第 278 回定例会の議事に入らせていただきたいと思います。

まず、「前回定例会以降の動き」でございますが、順番はいつものとおり、東京電力さん、規制庁さん、エネ庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さんの順番で説明をお願いしたいと思います。

それでは、東京電力さんからお願いしたいと思います。

◎杉山 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の杉山です。本日もよろしくお願いいたします。

資料「第 278 回地域の会定例会資料」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まずは、不適合関係です。

7 月 9 日、核物質防護に関する不適合情報ということで、2 ページから 5 ページまで記載をさせていただいております。後ほどお読みいただければと思います。

6 ページをご覧ください。こちらは以前、タービン建屋で海水漏えいがあった件の続報になります。事象の発生については、ご説明は終わっておりますが、対応状況についての続報でございますので、そちらを説明させていただきます。

7 ページをご覧くださいと思います。対応状況です。漏えい箇所を分解したところ、配管側のフランジ部、これは継ぎ目になります。漏えいに至るような傷等はなかったものの弁側のフランジ部のゴムライニング面にわずかなへこみが最大で約 0.27 ミリあることを確認しました。

2018 年の点検時に当該フランジ部のガスケットの仕様を RF ガスケットから FF ガスケットに変更しており、フランジ部のゴムライニングのわずかなへこみは RF ガスケットを長期間使用していたことにより生じたものと考えております。このわずかなへこみによってガスケットと弁側のフランジ部との締め付け圧力が小さくなっていたところに、鉄イオン海水供給ポンプの運転停止による水圧の変化を繰り返し受けたことでガスケットが徐々に変形し密封性能が低下し漏えいに至ったと推定しております。

応急処置としまして、FF ガスケットからへこみの影響を受けない RF ガスケットへ交換を行い、鉄イオン海水供給ポンプの運転状態で漏えいがないことを確認し復旧しております。但し、応急処置での復旧のため、海水漏れが確認されたエリアを監視カメラで1時間に1回確認をしております。恒久的な対策については現在検討中でございます。

8 ページをご覧ください。7 月 10 日、区分Ⅲになります。「2 号機原子炉建屋非管理区域におけるけが人の発生について」です。

7 月 9 日午前 11 時 8 分頃、2 号機原子炉建屋非管理区域の 2 階中央制御室前の通路にて、床面のワックスがけをしていた協力企業作業員が、ワックスを乾かすための業務用の扇風機の角度を調整しようとしたところ、稼働していた扇風機の羽根（金属製）に、左手親指が接触し出血しました。そのため、業務車にて医療機関へ搬送しました。医療機関での診察の結果、「左親指挫創」と診断をされました。

9 ページをご覧ください。7 月 14 日、区分Ⅲになります。「屋外敷地境界付近における、けが人の発生について」です。

7 月 6 日、午後 3 時 30 分頃、屋外で斜面を下っていた協力企業作業員が転倒した際、有刺鉄線に接触し、額右側部と右耳から出血しました。そのため、午後 3 時 42 分、救急車を要請し医療機関へ搬送しました。なお、本人に意識はあり、自立歩行は可能でした。医療機関での診察の結果、「右前額部切創、右耳切創」と診断をされました。

10 ページをご覧ください。7 月 14 日、こちらも区分Ⅲになります。「屋外中央交差点付近洞道内におけるけが人の発生について」です。

7 月 8 日、午後 1 時 35 分頃、屋外中央交差点付近洞道内（非管理区域）にて、現場調査の作業場所へ移動していた当社社員が洞道内のケーブルサポートに頭部をぶつけました。そのため、午後 1 時 40 分、救急車を要請し構外へはドクターヘリで医療機関へ搬送しました。なお、本人に意識はありましたが、自立歩行ができない状態でした。

医療機関での診察の結果、「非骨傷性頸髄損傷」と診断されました。こちらは、首の骨の骨折や脱臼がないのに内部の神経がダメージを受けるというけがの病名でございます。

11 ページをご覧ください。7 月 17 日、こちらも区分Ⅲになります。「7 号機原子炉建屋（管理区域）における体調不良者の発生について」です。

7 月 16 日午前 9 時 40 分頃、7 号機原子炉建屋管理区域地下 1 階の計装ラック室にて、配管の溶接作業に従事していた協力企業作業員が体調不良を訴え、休憩していましたが、体調が回復しないことから、業務車にて医療機関へ搬送しました。なお、本人に意識はあり、自立歩行は可能、身体汚染ありませんでした。

医療機関での診察の結果、「脱水症」と診断され、当該作業員は点滴治療を受けました。

12 ページをご覧ください。ここからは、発電所に係る情報になります。

7 月 3 日、「小型無人機等飛行禁止法改正による当社原子力発電所の対象施設周辺区域の拡大について」お知らせをしております。

お知らせ内容につきましては、当社原子力発電所は、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸、

その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行禁止に関する法律」に基づき、その上空における小型無人機等の飛行を禁止する対象の原子力事業所に指定されています。

小型無人機等の性能向上と普及に伴う本法の規定改正により、対象原子力事業所の敷地または区域及びその周辺おおむね約 1000m の地域の上空において、小型無人機等の飛行が禁止になります旨をお知らせいたしました。

なお、対象施設周辺地域の上空において小型無人機等を飛行する場合は、事前に施設管理者への同意を得た上で、都道府県公安委員会への通報（警察署経由）が必要となり、違法な行為は罰則が科せられるというお知らせをさせていただきました。

続きまして、14 ページをご覧ください。

これは、7 月 9 日のユニット所長会見にてご説明をさせていただきました資料になります。「立入制限区域の見直しの工程について」です。

発電所の核セキュリティの更なる向上を目指し、この図のように 2024 年 5 月より、立入制限区域の見直し工事を開始しております。現在、新しいフェンスや出入り管理所、監視カメラなどの設置工事を進めており、全体の進捗は約 6 割です。鋭意工事を進めているところでございますが、新しい立入制限区域の運用については、建設業界の作業員不足、資機材不足の影響から工程を見直しまして 2027 年度上期中を予定しております。

その他の関連設備まで含めた設備の更新の完了は、サイバーセキュリティ等の要件に対する対応もありまして、2028 年度上期中を予定しております。引き続き安全最優先で一つひとつ着実に工事を進めてまいります。

その下のスライドは参考でございます。「柏崎刈羽原子力発電所新事務本館の建設について」です。上の図のように立入制限区域を見直しますと、今の事務本館がフェンスの中に残ってしまいますので、これを機にフェンスの外に事務所を出すことで事務本館に協力企業の方々等が、来やすくなるようにということで、フェンスの外に出すために新事務本館に建設をしているところでございます。2025 年の 5 月より着工しておりますが、2027 年度上期中の竣工予定でございます。

15 ページをご覧ください。7 月 15 日、「6・7 号機の設計及び工事計画認可の申請について」ということでございますので、後ほどお読みいただければと思います。

16 ページをご覧ください。7 月 22 日、「原子力規制委員会と当社経営層による意見交換の実施について」です。

原子力規制委員会と当社経営層による意見交換を行いましたということでプレスをさせていただきますいております。当社からの説明資料につきましては、35 ページもあるので、今回は URL を張り付けさせていただきますので、もし、ご興味があればご覧いただきたいと思います。

意見交換の内容でございますが、まず、当社の説明内容です。当社、社長の小早川より安全性向上に関わる取組の概要、福島第一原子力発電所における着実な廃炉の推進、柏崎

刈羽原子力発電所における安全・安定運転の取組などについて説明をさせていただきました。

詳しくは、規制委員会のホームページに掲載されておりますが、規制委員会の委員からの主な内容としましては、次の内容をいただきました。

まずは、6号機の長期施設管理計画の審査不備について。それから、3.11を知らない社員へ福島第一原子力発電所の事故をどのように継承していくのかということ。それから、福島第一、福島第二、柏崎刈羽の3つの発電所の置かれた状況が異なる中で、3つの発電所における事業を安全・安定に進めていく上での人材育成、安全対策などについて意見交換をしたということでございます。詳細はお手数ですがホームページをご覧ください。

17ページをご覧ください。7月28日、「2026年度使用済燃料の輸送計画の変更について」です。

第2四半期にて、2基のキャスクをむつ市のRFSに輸送する予定でしたが、輸送を取りやめるということになりましたので、お知らせをさせていただきました。

18ページをご覧ください。ここからは「その他」の情報になります。

7月24日、「新潟市・燕市におけるコミュニケーションブースの開催について」です。

新潟市では、8月22日、23日の土日で、DEKKY401のグランドフロアにて開催をさせていただきます。

また、燕市では9月5日、6日の土日で、イオン県央店にて開催をさせていただきます。こちらの燕市のコミュニケーションブースでは、発電所見学のバスツアーも合わせて開催させていただく予定となっております。

最後19ページをご覧ください。こちらは、毎月お知らせをさせていただいています、発電所のコミュニケーション活動の取り組みについてです。今回は、地元のイベントに参加し、地域の方々とのコミュニケーションについて記載をさせていただきました。

7月24日から26日に行われました「ぎおん柏崎まつり」において、昨年に続きまして「民謡街頭流し」及び「たる仁和賀」に社員が参加をいたしました。「海の大花火大会」では、当社と社員有志の合同で花火を打ち上げ、翌朝は海岸清掃も参加させていただきました。また、今月の15日の「刈羽村ふるさとまつり」にも、盆踊りに社員が参加する他、花火大会では、当社と社員有志の合同の打ち上げを予定しております。今後も地域の皆様と一緒に地域を盛りあげ、地域を愛し、地域に愛される発電所を目指してまいります。

私からの説明は以上になりまして、この後は本社、今井リスクコミュニケーターより福島第一の状況について説明をさせていただきます。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス株式会社）

本社立地地域室、今井と申します。

お手元、A3 カラーの横のホチキス止めで、タイトルが「廃炉・汚染水・処理水対策の概要」でございます。

今回は、先々月 6 月分の廃炉の月末会見が、前回の地域の会のあとの 7 月 2 日に開催されたため、2 か月分の資料を添付しております。

まず、表紙の 1 ページ目を見ていただきまして、いつもはこちらの説明は省略しているのですが、今回、動きがありましたのでご説明させていただきます。

一番上の矢印です。2 号機の使用済燃料プールからの取り出しが 6 月 2 日より開始されましたことから、この下向き三角が、取り出し設備の設置から燃料取り出しというところへ移動しているというのが変更点でございます。

裏面を見ていただきまして 1 ページ目の裏の右下です。実際に 2 号機の使用済燃料をプールから取り出している状況の写真となります。

続いて、2 枚目が 7 月分の概要でございます。その裏をご覧ください。2 枚目の裏の右上です。こちらが、5 月の地域の会でもご説明しましたが、このようなかたちのクレーンで、2 号機は建屋が水素爆発しておりませんので建屋の中にクレーンを入れて、このクレーンで取り出しているところになります。

詳細につきましては 3 枚目の裏。最終ページで状況や計画などをご説明させていただきます。

まず、左上のスライドのとおり、2 号機の燃料プールには 615 体の燃料がございます。1 回の取り出しでは 7 体となっておりますので、まずは新燃料 28 体の取り出しを完了しており、今月から使用済燃料の取り出し計画をしているところでございます。

取り出した燃料につきましては、右下のイラストにありますとおり事故前から設置されております 4 号機の山側、イラストでいうと左側にある共用プールに運ばれます。資料の右上の表を見ていただきまして、共用プールの保管率については青い枠で示しておりますとおり約 95%となっておりますので、2 号機からの全ての使用済燃料の受け入れはできないという状況でございます。この共用プール内で長期間冷却された燃料につきましては、金属製のキャスクに詰めまして、黄色い矢印で示しておりますとおり発電所中央高台の乾式キャスク仮保管設備に、いわゆるキャスクを横向きにして、さらにコンクリートで覆うかたちで空冷保管することで受け入れ容量を確保する予定でございます。そうした計画を資料左下のスケジュールにスケジュール等を示しておりまして、やはり今回は長期間かかるというところで、2028 年度までの取り出し完了に向けて引き続き安全第一で進めてまいりたいと考えております。

福島第一の廃炉の進捗に関する状況は以上でございます、東京電力からの説明も以上となります。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きまして、原子力規制庁さんお願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁柏崎刈羽規制事務所の伊藤です。皆様、お疲れ様です。

規制庁からは「前回7月1日以降の原子力規制庁の動き」ということで、1カ月間の規制庁の活動をご報告させていただきます。

まず、「規制委員会」です。7月9日に臨時会をやってございまして、こちらは後ろに添付をしていますので、そちらの添付資料でお話させていただきます。

右下に通しのページがありまして3ページ目をお開きください。

皆さんも記憶に新しい、セキュリティで白判定を出したというものでございまして。2ポツに経緯が書いてありまして、おさらいですけれども読ませていただくと、まず、今年の2月24日に白判定が出まして、それが3月4日に白判定が決定し、対応区分が通常の第1区分から第2区分に変更になり、追加検査を行うという流れになっております。

その後、4月6日に東電さんから改善措置の報告書が提出されましたので、その報告書の内容を追加検査の中で確認していくということが始まりました。中身ですけれども、めくっていただきまして、4ページ目です。

実はまだ中間報告になっております。最終報告ではないです。中身が6ページ目まで開いていただきまして、ここから中間報告、今回の追加検査の中身となります。6ページ目の2ポツ目、実施概要をご覧ください。(3) 検査日とありまして、検査日が4つあります。4月27日、5月12日は、東電本社を追加検査で確認しているところです。5月19日、6月9日は、柏崎刈羽発電所で追加検査を実施しております。

(4) 検査時間になりますけれども、現状で延べ58時間。ただ、こちらまだ中間ですので確定ではございません。

7ページ目をご覧ください。中身の前に追加検査は何を見るのですかという話をさせていただきます。①②③という箱に囲まれたところがあると思います。追加検査は何を見ますかと言いますと、何か不適合を事業者が出しまして、白判定なり黄色判定なりになりますけれども、まず①番、事業者できちんと事実確認はされていますかと。事実をしっかり把握できていない状態で是正も何もできませんので、まずはそこを確認いたします。

②です。その事実を確認した上で、ちゃんと原因を特定できていますかと。原因が特定されないと何を是正していいか、何の原因を是正するべきか分かりませんので、まずは原因の特定がしっかりできているかどうか。おかしいところでおかしい原因にいていないかというところを確認します。

最後に③番。その原因を是正するためのきちんとした立案がされて、それが実施されているかどうかを確認するのが追加検査となっております。

結果ですけれども、7ページ目の4ポツ以降に検査の状況とあります。まず、4ポツ1が、先ほどの①番の事実確認を確認しましたというところです。

8ページ目。4ポツ2がありますが、これが②番、原因をちゃんと特定していますかというところを追加検査でみました。

9ページ目。4ポツ3。その原因に対してちゃんと是正活動はされていますかというところ

ころを検査で確認いたしました。

結果、今回の案件に対しては全て是正までしっかり対応されていることを確認してございます。ただ、12 ページまで飛んでください。12 ページ目の一番上に (2) 類似事象の有無というのがあります。こちら、東電さんが是正の中で水平展開をしております。類似事象の調査をいたしましたところ、本社、柏崎刈羽の発電所、1F、2F というところで、共用フォルダにセキュリティ関係のファイルが保存されていたという、今回の話に似ているところを東電さんが確認しましたというのを追加検査で確認しましたので、引き続き追加検査を終わらせずに、この類似事象の共通要因ですとかそういったところの確認をこの追加検査で実施していきたいと思っております。ですので、まだ追加検査は終わっておらず中間報告というかたちで皆様にご報告させていただきました。

1 枚目にお戻りください。「審査の実績」です。

審査ですけれども、7 月 30 日に特重関係、6 号の特重と 7 号の特重をやっておりますけれども、同じ日にやっている同じ審査でございます。審査の中でのコメントの対応をしたというものです。

あとは、上から 4 個目です。6 号機の長期施設管理計画。高経年化のやつです。こちらの審査会合をやっておりまして、この審査については、説明は全て終了して今後は補正申請ですとかそういったところの活動になると思います。あとはヒアリングですので割愛させていただきます。

めくっていただきまして。次のページに「通達に係る文書」というのがあります。7 月 15 日は、6・7 号のシビアアクシデント設備に係る設工認の申請というものです。

7 月 22 日は、第 1 四半期の報告書の案ができましたのでホームページに掲載しましたというものです。

その下の「面談」です。6 月 29 日、聞き慣れない言葉で、「運転中保全（オンラインメンテナンス）に関する面談」というのがあります。これは、ATENA と意見交換をさせてもらったものですが、普通、発電所のメンテナンスは発電所を止めて、そしていろいろな機器を分解、点検などするので、原子炉を止めずに電気を作りながらメンテナンスをするという手法があります。海外ではよくやられている手法ですが、それに対して、日本でもやっていけるのではないかという検討を ATENA でやっておりまして、それに対する意見交換をしたというものでございます。

実際、プラントを動かしながらメンテナンスをしている機器はあります。空調とか燃料プール周りとかそういったものはありますので、それをより炉のほうに近づけるというような話です。

その次、7 月 2 日と 7 月 9 日と 7 月 22 日、3 つあるのですが、これらで使われておりました計算機のプログラムの一部モデルに不具合がありましたのもう使いませんという、そういった報告を受けた面談になります。

7 月 3 日は、新潟に造っています即応センターの面談。7 月 15 日ですが、これは

SA 設備を更新するにあたって、セキュリティとかセーフガード、保障措置と言いますけれど、そういったところに波及影響はないですということを聞いた面談になります。

「その他」になります。7月30、31日に、即応センター絡みの審査をやっております実用炉審査部門が柏崎刈羽発電所に来まして、その審査でいろいろと話した内容が現地でしっかり対応が取れていますねという現地調査をしたものです。結構、審査はこういったかたちで、本庁でやっている内容が現地でしっかりやられているかどうかを、来て実際に目で見て確認することはやっております。もちろん我々、現地の検査官も見ています。

最後、放射線モニタリング情報が下に URL がありますので後ほど見ていただければと思います。

最後と言いましたけれど、最後に、前回の地域の会の中で、竹内副会長からご質問いただいた内容で、答えきれていない部分がありましたので、この場をお借りして口頭で回答させていただければと思います。

ご質問の内容が、「安定ヨウ素剤の服用のタイミングは誰が決定するのですか」というところで、明瞭に回答できていませんでしたので回答いたします。

安定ヨウ素剤の服用タイミングそのものを判断・検討する実務のチームは、原子力災害時には主として、原子力規制庁を中心とする医療班となりますが、その判断には複数の省庁機関が関与いたします。大まかな流れをお話いたしますと、まず、原子力規制庁の本庁に ERC (エマージェンシーレスポンスセンター) というのがあります。この中に「医療班」があります。あと他に「放射線班」がありまして、現地でモニタリングをしていますけれども、現地のモニタリングの結果の評価をしたり、服用のタイミング案を作成したりします。その情報が官邸チームの医療班に発信されます。官邸には、原子力規制委員会の委員長などもいまして、原子力規制委員会ではその情報を基に技術的・専門的判断を実施いたしまして、服用の必要性の判断の根拠を提供いたします。最終的に原子力災害対策本部の本部長がジャッジメント、指示を発信するという流れになっております。なお、本部長は内閣総理大臣が行うこととなっております。

こういった流れで実施する、決定していくということになります。

規制庁は以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きまして資源エネルギー庁さん、お願いします。

◎川原 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の川原でございます。

エネ庁からは資料2点お配りしております。

まず、後ろに付けております1枚紙です。こちらは先月の定例会において、本日ご欠席ですけれども、飯田耕平委員から原子力発電所の建て替えについて、廃炉に要する期間と費用、それから新規建設の費用についてお問い合わせがあったことに対して、回答をお示ししておりますのでお読みいただければと思います。

それからもう 1 点の資料「前回定例会からのエネ庁の動き」についてです。

まず 1 ページ目、1 ポツの「エネルギー政策全般」です。一番下の丸、7 月 10 日とありますけれども、IAEA の職員と国際の専門家が 7 月上旬に来日しております。福島第一原子力発電所の廃炉作業、それから周辺地域における復興の進展について状況を把握することを目的として行われております。具体的には福島第一の発電所の視察ですとか、そういったことが行われております。

続いて 3 ページ目、7 月 21 日公表のものです。電気事業法の一部を改正する法律案ということで、7 月 17 日に参議院本会議にて可決され、成立したということを公表しております。

具体的には、電力の安定供給を確保してエネルギー安全保障を推進するために講じる措置について、こちらの法律の趣旨のところで示しております。

続いて、4 ページ目です。ここから、赤澤経済産業大臣の閣議後記者会見の概要を記載しております。

7 月 7 日の一番下です。六ヶ所再処理工場についてですけれども、こちらは、7 月 3 日にエネ庁が青森県を訪問しまして、宮下知事に原子力規制委員会の審査状況を報告する中で、本年度中の竣工目標について遅れる可能性があるとの認識が示されたことについて、記者から質問があったものでございます。

これに対しまして 5 ページ目ですけれども、「遅れる可能性は出てきたけれども、遅れると決まったわけではない」ということを大臣から回答しております。

同じページ、一番下、7 月 14 日の「防災庁の設置法案の成立」というところです。7 月 13 日に防災庁の設置法案が成立しまして、その受け止めについて問われたものでございます。

6 ページ目の上から 3 行目のあたりに記載しておりますが、大臣からは、「防災庁が徹底した事前防災と発災時の対応から復旧復興までの一貫した災害対応の司令塔としての役割を果たすことを心から期待している」ということ、それから、下から 3 分の 1 くらいのところでですけれども、「新総合防災情報システムに AI を組み合わせて更なる高度化を図ることで、被害の最小化ですとか、迅速な復旧復興とか、そういったことができると考えている」ということを述べてございます。

続きまして、少し飛びまして 9 ページ目の 7 月 28 日です。10 ページ目のところの下半分、「玄海町長選挙」とありますけれども、こちら 7 月 26 日の町長選で現職の脇山町長が落選したことについての受け止めについて質問があったものでございます。大臣からは、「文献調査を受け入れていただいて、処分地選定の議論を牽引いただいた玄海町の脇山町長に感謝の意を述べるとともに、引き続き NUMO において文献調査を着実に進めるということ、日高新町長をはじめ、地域の皆様のご理解を得られるよう丁寧な説明に取り組んでまいりたい」ということを回答してございます。

続いて 11 ページ目。7 月 31 日、「原子力関係閣僚会議」です。先月の定例会でご説明

しております「今後の原子力の政策の方向性と行動指針について」、議論を行う予定ということを述べておりまして、同日の夕刻に閣僚会議が開催されまして行動指針が決定されております。

続きまして12ページ目です。2ポツの「事務所活動」です。7月17日に、柏崎刈羽地域共創イニシアティブ設立総会が開催されまして、発電所再稼働後、柏崎刈羽の地域振興を進めるための協議体が設立されております。こちらの会議にエネ庁もオブザーバーとして参加しております。

3-1以降、開催された各種委員会については記載のとおりでございます。

最後3-4、パブコメの現在募集中の案件はございません。

私からの説明は以上でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きまして、新潟県さん、お願いいたします。

◎高橋 主任（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の高橋と申します。

右上に、新潟県と書かれたクリップ止めの資料をご覧ください。

「前回定例会以降の動き」ということで、1点ありまして「安全協定に基づく状況確認」についてでございます。

7月7日、柏崎市、刈羽村とともに安全協定に基づく発電所の月例状況確認を実施いたしました。主な内容としましては、管理区域内で冷却装置の冷媒に使用していたフロンを発電所構外で廃棄処分を行った際、保安規定上必要な搬出前の放射線測定及び記録確認が実施されていなかった事案について、原因の調査状況の説明を受け確認をいたしております。

また、7号機タービン建屋において海水が漏えいした事案について、原因と応急処置について説明を受け、現場を確認いたしております。

新潟県からは、以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。続きまして、柏崎市さん、お願いします。

◎松崎 主事（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災原子力課の松崎と申します。

「前回定例会以降の動き」について報告させていただきます。

7月7日に新潟県様、刈羽村様とともに、安全協定に基づく月例状況確認を実施しております。内容につきましては、今ほど新潟県から発言があったとおりとなりますので割愛させていただきます。

柏崎市からは以上になります。

◎品田善司 議長

最後に、刈羽村さんお願いします。

◎北本 主事（刈羽村・総務課）

刈羽村総務課の北本でございます。

それでは、右肩に「刈羽村総務課」と書かれました資料をご覧ください。

「前回定例会以降の動き」でございます。安全協定に基づく状況確認ということで、今ほど新潟県、柏崎市から発言があったとおりですが、7月7日に安全協定に基づく発電所の月例状況確認を実施いたしております。内容につきましては、重複いたしますので割愛いたします。刈羽村からは以上になります。

◎品田善司 議長

皆さん、大変ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入らせていただきます。発言を希望される委員の方は手を挙げていただいて、指名されましたらお名前と、どちらのオブザーバーへの質問か意見を明確にさせていただいて発言をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。三井田委員、お願いします。

◎三井田 委員

三井田です。ご苦労様です。最初に、この前のシャルピーの衝撃試験のテストピースですけれど、稲垣所長から再生できるということだったんですけれど、それは1990年頃に技術が確立されたということで私も理解しました。自分が卒業したのは1985年で、20歳の時の学校で、その時はそんな技術はなかったんですけれど、技術の革新でそういうことがあるというのは初めて分かりました。この前、軽率なことを言って大変申し訳ございませんでした。

それと、熊本のイオンモールでLPガスのガス爆発がありました。原子力発電所の中に大湊側と荒浜側に焼却設備があってプロパンガスを使っていると思うんですけれど、自分は見たことがないですけれど、シリンダー供給かバルク供給か分からないですが、例えば、バルク供給であればバルクのほうに緊急遮断弁があるんです。それで使う側のメーターの手前に緊急遮断弁があるんですけれど、そういう遮断弁があれば、柏崎市の方にもちょっとお願いしたいことがあるんですけれど、所轄の消防署が高圧ガスの保安に携わっているんです。そうしたら、新潟の市役所とか新潟の消防署でも、例えば商業設備の臨検をしたんですよ。危なくはないと思うんですけれど一応念のために、行政の方に、規制庁並びに柏崎市の消防の方に見ていただければ私どもは安心なので。

前、タービンのほうで海水漏れがあった時に、堂園さんが、「建屋は密封されている」ということがちょっと気になったもので。イオンモールも密封された建物だとプロパンガスというのは滞留するんです。地下のほうに地下のほうに下に下がってくるわけです。空気より非常に重いガスなので。それで、爆発下限界というのがありまして、2.1%から爆発上限界が9.5%なんです。それで熊本のほうも多分9.5%で爆発したのではないかと自分は見ているんです。2.1%くらいでもあれくらいの破壊力があるので、緊急遮断弁が作動したか作動していないか今、現場調査中ですが、配管が漏れた時にそれだけ密封され

た状態であると爆風がすごいので、一応行政の方からしていただければ私どもとしてはうれしいのでご検討ください。以上です。

◎品田善司 議長

それではまず、東京電力さんから、お願いします。

◎石崎 安全統括部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力発電所の安全総括部、石崎でございます。

今、ご指摘いただいたとおり、焼却設備の中にプロパンガスがございます。こちらについては緊急遮断弁がございます。基本的なこととして高圧ガス保安法、これに準拠した設備になっています。私どもの中でもこういった設備に対しては1日1回、パトロールの中で確認させていただいておりますし、こちらの消防署でも臨検というかたちで見ていただく対象設備の中に入っておりますので、そういったかたちで今後もしっかり確認していくということかと思えます。以上でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。柏崎市さんは何かコメントございますか。

◎前川 係長（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市でございます。今ほどご意見いただきましたので、消防とも少しお話を至急させていただければと思っております。ありがとうございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますでしょうか。星野俊彦委員。

◎星野俊彦 委員

星野俊彦です。東京電力さんと、あと柏崎市さんにちょっとお伺いしたいです。

まず、東京電力さんのほうでは、タービン建屋における海水の漏えいの説明のところで、配られた資料の6ページですかね。ここちょっと細かく、さっき杉山さんが全部読み上げられたから、まさにそのとおりなんですけれども、よくわかりませんが要するにRFガasketをFFガasketに交換をした、2018年ですね。点検時に交換をしたという、なぜ、これは交換しなければならなかったのかなということが1つ。何かそれぞれのガasketの特性みたいなことが7ページに書いてありますけれども、何らかの理由でこういうふうになったんだろうと思うのですけれども、分かったら教えていただきたい。

もう1点は、資料の17ページでまさに使用済核燃料の輸送計画が変更になったというふうにさらっと書かれています。これはマスコミにも確か報道されたと思うんですけれども、一連の動きは要するに青森県知事が当面の受け入れをちょっとできないというところが結論だったと思うんですけれども、こういうふうにとおっしゃられていますけれども、柏崎刈羽原発、とりわけ今運転をしている原発の今後にずっとやっぱり響く問題だと思うんです。今後の見通しと今後の計画について説明をしていただきたいと思えます。

それから、柏崎市さんには簡単なことですが、今日、学童の引き渡しについて、

柏崎市さん、それから刈羽村さんから資料もいただきました。刈羽村さんはアンケートで非常に生のアンケートがそっくり出ていて、非常にこの訓練の中で実際に参加をした父兄の皆さんからの生の声が出ていると思うんです。柏崎市さんのほうは、意見のところが全部集約されたかたちで出てしまっていますよね。もう少しやっぱり、生のものを公開できるようなことが、そこに本当の住民、市民の生の声が出てくると思いますので、そのへんについて配慮していただきたい。この問題が出るたびに私、申し上げているんです。

それから今1点。今、柏崎市さんに聞いていますからあれですけども、こういうことが、どれくらいの時間が掛かって、何人が参加して、どんなことがあったのかみたいなことをよりわかりやすく、こういう会において説明していただきたいと思います。以上です。

◎品田善司 議長

それでは、東京電力さん、お願いします。

◎堂園 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力リスクコミュニケーターの堂園です。

まず、先ほどの東京電力の資料7ページです。RF ガスケットからFF ガスケットに替えた理由でございます。こちらにガスケットの写真がございまして、見ていただければわかるのですが、FF ガスケットにはボルトを通す穴が付いていることが確認できると思います。施工断面でこの穴が付いている方がボルトと一緒に止められるというところで、こちらを交換の際に採用したというところをご回答になります。

続いて、RFSの輸送計画についてです。つい先日、上期の輸送を取りやめたというところを公表させていただきました。今年度の初めに、下期は3基搬出するということをお知らせしていただいております。3基というのは、今のところの変更の予定はないということです。今後、上期の2基が輸送できないというところがこの間公表しましたので、今後どうしていくかは今後検討して改めて計画が出次第、公表させていただくことで検討しております。以上になります。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。それから、柏崎市さんへの質問ですが、これについては第二部で議題に、今日なっております。そのところで詳しく議論していただければと考えております。コメントございますか。

◎前川 係長（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市でございます。

ご指摘ありがとうございます。私どもで後ほどご説明申し上げますけれども、令和2年度から訓練を行っておりまして、その時からの詳細なまとめたものがございます。次回にまたご提出させていただければと考えておりますが、それでよろしかったでしょうか。よろしく申し上げます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他にいらっしゃいますでしょうか。本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

本間です。

東京電力さんとエネ庁さんに一つずつ伺いたいです。東電さんのほうは、今、星野さんが質問されたんですけども、当分青森に搬入できなくなった場合、どれくらいそれが詰まっていると柏崎に支障が出てくるのか。もし分かりましたら教えてください。

それから、エネ庁さんも分かる範囲でいいんですけども、防災庁が間もなくというか半年くらいかかるんですかね。できるということですけども、原子力防災というか原子力発電所の事故の中ではどういう部分が担当になるのかとか分かりましたら教えていただけますか。以上です。

◎品田善司 議長

それでは。

◎堂園 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力から回答させていただきます。まず RFS に輸送できなかった影響については、6 号機の運転にどう影響があるかというご質問でよろしいでしょうか。

6 号機については、だいたい今の計算ですと 3 年から 4 年のまだ余裕があるというところ です。今すぐに支障が出るものではないというふうに理解しております。回答は以上になります。（後刻：「3 年から 4 年」について「5 年」に訂正）

◎品田善司 議長

エネ庁さん、お願いします。

◎利根川 原子力立地政策室長（資源エネルギー庁）

ご質問ありがとうございます。

不正確でしたら、また間違っていたら後日正します。私の理解では、原子力防災の部署は内閣府に原子力防災というのがございまして、今回、防災庁が設置されるにあたっては全て移管されるということではなく、あくまでも自然災害対応の部分の内閣府防災部門が防災庁になると承知をしています。ただ、原子力の総合防災訓練をする際に、今、政府では、何らかの自然災害、地震とかそういうものを契機に原子力災害が起きるというシナリオ、要は、こういう複合災害の在り方みたいなところが重要な論点だと考えておりまして、そこがやっぱり連携をして実効性を高めていく取り組みをしていくことに変わりはない、こういう状況だと承知しております。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。本間委員、じゃあもう一度。

◎本間 委員

すいません。もう 1 回、エネ庁さんに。そうすると、複合災害ではなくて単純な原子力発電所の事故の場合には、基本的には防災庁は関与しないというか担当する部分はあま

りないと考えていいということですか。

◎品田善司 議長

お願いします。

◎利根川 原子力立地政策室長（資源エネルギー庁）

ありがとうございます。

直接所掌をしてないので断言し切っていいかはわかりませんが、ただおっしゃるように、原子力防災については現行の内閣府原子力防災部局が対応するというふうに承知をしております。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。

◎堂園 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の堂園です。先ほど3から4年と回答しました。約5年間は影響なしと訂正させていただきます。申し訳ありません。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。竹内副会長、お願いします。

◎竹内 委員

竹内です。原子力規制庁に1つ、東京電力に3つほど質問をお願いします。

まず、原子力規制庁には、回答いただいてありがとうございました。今のお話をお伺いすると、官邸の医療班で必要だというものを規制委員会の委員長さんも含めて判断の根拠を示して、それで内閣総理大臣が指示を出すということだったんですけども、そこでパニックになるのではないかと、だから服用という指示を出さないだとか、自治体がそれが出来るのかみたいな判断が入って遅れるのではないのかなというのがやっぱり何となく不安がぬぐえなくて、本当に、この基準を満たしたらもう服用というのをはっきりさせておいていただけるとありがたいなと思いました。これは意見というか希望・要望です。

東京電力さんには、まず10ページのけが人の発生です。実際に柏崎刈羽原発構内を見学した時に、上から突き刺さっているケーブルサポートなのかそういうのはすごく自分でもぶつかりそうで怖かったです。作業員への注意喚起を、たぶんこれはヘルメットをしていて、だからこのけがなんだろうなと思うんですけども、ヘルメット以外にも注意するだけではない工夫はできないのかなと思ったんです。そのあたり何か考えていることがあるか教えてください。

その次ですけれども、福島の状態の6ページ「乾式キャスク仮保管設備」という説明をいただいたんですが、これは前にむつ市の中間貯蔵施設を見た時に、みんな立てて置いてあったという記憶があるんです。これはやっぱりきちんとした設備ではなくて立てて保管するのが難しいから寝かせて置くと理解していいのかということと、寝かせて保管した場合と立てて保管した場合に効率上とか安全上の違いがあるのかというのを教えて

ください。

最後です。柏崎刈羽原発の状況の 17 ページで使用済核燃料の搬出のところでは、柏崎刈羽原発の使用済核燃料はリラッキングして、ぎゅっぎゅっぎゅっといっぱい詰めてあるということを前に説明を受けて、ぎゅっぎゅっぎゅっぎゅっという印象を受けているんです。これは福島第一原発とか第二原発に比べて、今はもうないですけど事故前の状況として、そこに比べるとぎゅっぎゅっぎゅっぎゅっ詰まっている状況なのかというところ。

それから、下期 3 基搬出はまだあきらめてないということだったんだけど、ちょっと樂觀的なのかなというふうに思っています。このままぎゅっぎゅっぎゅっ詰まっている状態の使用済核燃料の状況よりは、きっと乾式貯蔵をしたほうがいいんだろうなと思うんです。柏崎刈羽原発構内で乾式キャスクを置くようなことになってくると、またちょっといろいろ問題があるかと思うんですが、そのあたり今後どう考えているかというか要するに使用済核燃料がぎゅっぎゅっぎゅっぎゅっ詰まっていて心配だけれども、そのあたりについて教えてください。お願いします。

◎品田善司 議長

それではまず、規制庁さんからお願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ご意見ということで承りました。

ご参考までに、原災マニュアルの第 2 編に、「関係省庁における対応要領」がありまして、そこをご紹介させていただければと思います。

原災本部の本部長が最終決定をいたしまして、その発出をいたします。その指示内容が決定いたしましたら、まず官邸チームの医療班が ERC の医療班とか現地の医療班経由で、関係地方公共団体の長、いわゆる自治体の首長さんたちに対して指示を伝達いたします。その後、関係地方公共団体の長は上記指示に従い、または独自の判断により、服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき地域及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保など、その他の必要な措置を講じるというかたちになっております。

ですので、おそらく混乱ですとかそういったものは無いように指示の仕方ですとか、そういった工夫はされると思います。そこはしっかりやっていきたいと思います。ありがとうございます。

◎北村 柏崎刈羽原子力規制事務所副所長（原子力規制庁）

原子力防災専門官の北村から補足させていただきます。原則といたしましては、PAZ の方については、避難と同時に服用ということが原則になっておりますので、それも付け加えてさせていただきます。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。続きまして、東京電力さん、お願いします。

◎古濱 原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力原子力安全センターの古濱です。私からまず、資料の10ページのけがについて回答させていただきます。本件は、まだ対策を検討中ですので決まったわけではないですが、これは真っ暗なところで自分のライトだけが頼りになるため、まずは反射材等をたくさん付けて見えるような対策を当然考えているのですが、どうしても暗いところですと反射材は光が当たらないと反射しないため、あくまで決まったわけではないですが、例えば、よくエスカレーターのところとかに手前でじゃらじゃらというチェーンのようなもので、もし首を挟んでいるとか、手前でじゃらっと当たって気付くみたいなものがあるかと思うのですが、あの手の緩衝材付けて、本当にぶつかる手前のところで気付くようにするなどのアイデアも含めて現在検討しているところでございます。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス株式会社）

立地地域室、今井でございます。

今、竹内様からお話がありましたとおり、当社の青森県むつ市に操業しております中間貯蔵施設においては、当初から建物の中に立てて保管するという設定でございます。一般的には立てて保管するより横に保管したほうが、より基礎の強度は必要ないですが、むつ市の方では限られたスペースで多くのキャスクを保管するという事で立ての設計をいたしました。福島第一におきましては、やはり多少スペースがあるということもございしますし、また仮というところもございしますので横でしっかり支持架台というものを設置した上で横向きに固定して、さらにコンクリートで覆うかたちでの仮保管というので保管しているということでございます。

また今後、福島第二も廃炉を進めていく過程においては、やはり一時的に構内に福島第一と同じようなかたちで仮保管というものも計画しているところでございます。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

所長の稲垣でございます。最後のご質問にお答えしたいと思います。

今、ご指摘のとおり、柏崎の使用済燃料プールのラックというのは中性子を吸収する材料が使われていますので、充填の密度は確かに高いものが使われているというところがあります。当然のことながら地震時とかにしっかり未臨界、いわゆる臨界しないということ、また耐震上の荷重に対して健全に耐えるというものは許認可も申請してやっているところです。地震が来て、いわゆる密度の高いラックであっても安全が損なわれるものではないとは考えておりますが、ご指摘の点は非常に分かるところでございます。今、たくさんの燃料が入っているという中で、やはりできる限り一番、貯蔵施設側に出していきたいというのは我々もしっかり考えているところでございます。今、もちろん青森県さんのお立場もございしますので、国、電力、電事連等、それから日本原燃と青森県の4つと我々もしっかりフォローしてまいります。長引くということであればその他の手段も各行政機関と相談しながら進めてまいりたいと思います。

ただ、一方で、乾式貯蔵の施設を造るというのはそれなりに、やはり地元の皆様との合意形成等も必要と考えておりますので、今すぐに乾式の貯蔵施設をこの発電所の中に造

るという計画はまだないという状況でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。竹内副会長、今一度。

◎竹内 委員

ありがとうございました。東京電力に質問です。

乾式貯蔵の場合、寝かせていても立てていても効率は変わらないと考えていいんでしょうか。乾式の冷やす効率は変わらないと考えていいんでしょうか。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス株式会社）

立地地域室、今井でございます。

効率、いわゆる冷却という点では変わらないものと思っております。青森県むつ市の中間貯蔵におきましても建物の中に保管しておりますが、特にファンが付いているわけではなくて自然の対流で冷やしているという冷却効果という点では、相違はないと考えております。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他にいらっしゃいますでしょうか。本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

すいません、規制庁さんに。今、私、聞き逃してちょっと聞き方が悪かったかもしれないんですけど、ヨウ素剤の配布について、「医師や薬剤師を手配する」という話がありましたけれども聞き間違いですか、あれが出た時に。

◎品田善司 議長

規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ご質問ありがとうございます。

聞き間違いではございません。今、原災マニュアルの文書をそのまま読ませていただきました。もう一度その部分読ませていただければ、「関係地方公共団体の長は上記指示に従い、または独自の判断により、服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき地域及び服用の方法の指示、医師、薬剤師の確保など、その他の必要な措置を講じる」と書かれております。説明のためにそのまま読ませていただきました。

◎本間 委員

その時にとっさに医師、薬剤師を確保するわけですかね。私もまだ医師の端くれなんだけど前もっての話は聞いていないし、柏崎の原発は明日事故が起きるかもしれないけれど、それから医者、薬剤師を探すという方針なんですかね。

◎北村 柏崎刈羽原子力規制事務所副所長（原子力規制庁）

その説明の前段階の検討段階のお話が抜けておりました。

ERCの医療班におきまして、安定ヨウ素剤の服用に関する検討、これは主にUPZの方々
の避難の時だと考えます。その検討課題の中といたしまして、服用の方法、医師、薬剤師

の確保に関する方針を ERC チームの中でまずは検討して、それをお伝えしてから地元の地方公共団体でそういった確保をしていただくということになります。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。時間になりましたので第 1 部、ここで終了させていただきます。休憩に入りますのでよろしくお願いします。事務局、換気をお願いいたします。

2 部の開始の時間ですが、一応、7 時 45 分にします。皆さんお揃い次第に始めたいと思いますのでお願いいたします。

— 休憩 —

◎品田善司 議長

それでは皆さん、ご協力大変ありがとうございました。皆様、お揃いでございますので後半を始めさせていただきますと思います。

後半は「新潟県原子力防災訓練について」、新潟県さん、それから柏崎市さん、それと刈羽村さんから説明をいただくということになっております。

最初に新潟県さんからお願いしたいと思います。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の石川でございます。

本日、新潟県からお配りしました資料のうち 2 枚目、A4 縦の「新潟県原子力防災訓練（学校等における児童の保護者への引き渡し訓練）」の資料でまずご説明させていただきます。

「1 新潟県原子力防災訓練の概要」ということで、まず、原子力防災訓練の全体につきましてご説明させていただきます。

県では、県だけでなく市町村、国、関係機関による災害対策本部の運営訓練、そして住民に参加いただく避難訓練からなる総合訓練を実施するとともに、本日ご説明いたします児童等を保護者へ引き渡す訓練や、さまざまな事態を想定した、ヘリコプターや船舶による避難訓練あるいは冬季の自衛隊による除雪や住民避難訓練、また、緊急時モニタリング訓練などの個別訓練も実施し、原子力災害時の対応力の向上を図っております。

避難計画ではさまざまなものを定めておりますが、やはり関係機関であるとか住民が一連の流れを経験してみることによって手順を確認するというのが必要と考えておりまして、訓練を毎年実施しているところでございます。

次に、令和 7 年度、昨年度の実績でございます。

1 つ目、総合訓練といたしまして本部訓練ということで写真を掲載しております。こちらは知事も出席します県庁での災害対策本部室での本部訓練を映したものでございます。

日程としましては10月23日に実施しまして、午後1時10分から4時過ぎまでの午後半日、訓練を実施しております。実施場所としましては、県庁の災害対策本部の他、市町村等も会場にいたしまして、参加機関としましてはこちらに記載しております機関の他、自衛隊や海保、警察、気象台であるとか運輸事業者からも参加いただいております。

内容といたしましては、県や市町村の災害対策本部や柏崎市内にあります現地オフサイトセンターにおいて、知事や柏崎市長、刈羽村長も参加しまして一連の流れや手順を確認しております。

参加人数になりますけれども、各機関の職員で約260人が昨年度は参加いたしました。

続いて、2日目の住民避難訓練になります。こちらの写真は避難先の避難所での受付を載せたものでございます。11月9日の日曜日に朝から訓練を始めまして、遠いところだと柏崎市から村上まで行って、また村上まで戻って来られると一日がかり、午後3時とか過ぎる場合もありますのですけれども、一日がかりで住民の皆さんからも協力いただいて実施しております。場所としましては県内各所、参加機関は県、市町村。昨年度ですと陸自であるとか東電さんなどからもご参加いただきました。内容といたしましては、避難するPAZ、UPZ、昨年度は5市村、柏崎、刈羽、長岡、見附、燕の住民の方々から参加いただきまして、避難計画で定める受け入れ先の自治体への広域避難訓練を実施したところでございます。

人数といたしましては全体で800人になりますけれども、このうち住民から参加いただいた人数は300人となっております。

続きまして②個別訓練ということで、先ほどお話しましたさまざまな事態を想定した訓練を総合訓練とは別に実施しております。

本日も説明します学校等ということで小中学校や保育所、幼稚園における児童の保護者への引き渡し訓練になります。昨年度7月10日から11月7日のうち、10日間で実施しております、実施場所は柏崎市、刈羽村の学校、保育所、計11カ所でございます。参加機関といたしましては、県、柏崎市、刈羽村の他、バス事業者からも参加いただいたところです。内容につきましては、児童の保護者への引き渡し訓練と一時移転訓練を実施しております、参加人数ですけれども行政、学校職員の他、保護者、児童、生徒で合計約2800人となっております。

次に、「夜間ヘリコプター避難訓練」です。写真は住民の方々がヘリコプターに搭乗する様子になっておりますけれども、8月30日の土曜日に実施しております。実施場所としましては、柏崎市の鯖石川改修記念公園から妙高市の妙高ふれあいパークへ、ヘリコプターによる避難を実施しております、参加機関は県、市の他、陸自、バス事業者から参加いただきました。内容は、原子力災害時に例えば土砂崩れであるとか、そういったもので孤立地域が発生した場合に自動車による避難が困難になりますので、こういった場面を想定しまして、夜間のうちに避難が必要になった状況を想定してヘリコプターによる住民避難を実施するという訓練でございました。参加人数約90人となっております、

このうち住民の方からは今回は12人参加いただいております。

最後、「冬季緊急時モニタリング訓練」です。写真は放射線監視センターの職員が放射線量を測定するために雪を試料、サンプルとして採取している図になっております。1月16日、年間で積雪量が一番多い時期が1月下旬になりますのでこれに近い時期ということで設定しまして、県の柏崎市にあります放射線監視センター他、UPZ内のモニタリングポストであるとか試料採集場所で県と東京電力の職員が参加しまして、冬季の原子力災害を想定し、関係機関が積雪時における環境試料、積雪であるとか土壌とか大気を採取、運搬し核種の分析及びモニタリング車による放射線量の走行測定等の手順を確認したところでございます。参加人数は合わせまして約40人となっております。

◎奥山 係長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の奥山と申します。私から資料の2ページ目、本日の主要テーマでございます児童の引き渡し訓練についての概要、大枠をご説明させていただきます。

(1) 訓練概要でございます。原子力災害時において、学校、保育所等においてそれぞれが作成しております危機管理マニュアルに基づきまして、児童、生徒の避難が円滑に行われるように先生方、それから職員の方から保護者への連絡及び引き渡し、それから屋内退避等の手順の確認、避難手段の確保ですとか避難の誘導等の訓練を柏崎市さん、刈羽村さんとともに実施しているところでございます。

当然ながらマニュアルがあって、それで実際に引き渡しができるかということ、そういうわけではございませんので、しっかりと訓練を行って実効性を高めていくということを実施しているものでございます。

(2) 柏崎市・刈羽村における事態進展に応じた対応というところでございます。訓練の流れもイメージしていただきやすいように、中ほどに図を入れ込んでございます。図に目を移していただくと、一番左端が事態の進展を指し、その後プレイヤー、主要主体、新潟県、柏崎市、刈羽村、それから主要なメインとなる学校・保育所等という列ごとに事態の進展に応じてどういう流れで進行しているかというのを、文字が多くて恐縮ですが、図に起こしてみたというところでございます。この中で赤い点線部分について手順の確認等を実施しております。

主な訓練の内容をざっくりですが主要なものを抜き出しております。まず初めに、事態ごとに県の災害対策本部から柏崎市・刈羽村様に原子力発電所の状況等の情報伝達を行います。その情報伝達を受けた柏崎市さん・刈羽村さんから各学校等に情報伝達を行うとともに児童等への引き渡し指示を実施するというステップ。続きまして、その連絡を受けた学校等から各保護者様に児童等の迎えを要請する。続きまして、その連絡を受けた保護者さんたちが児童等の引き渡しのために学校へ赴いて、そして引き渡しを受けるというところ。最後になりますけれども、保護者等への引き渡しができなかった児童等においては、バス避難を実施するという想定でバスの準備ですとか要請ですとか、それに連なる諸々の手順も合わせて確認をしていくというところでございます。

なお、※印のところで書いておりますけれども、これは引き渡しの手順をしっかりと確認をするというところに主眼を置いておりますので、実際に広域避難先まで行くことはいたしませんで、途中で学校へ戻って訓練を終了しているというところでございます。

最後に、私ども新潟県からご紹介をさせていただきたいのが、右下、参考動画という QR コードを載せております。新潟県といたしましては、訓練は当然実施するもの、実施するだけではなくて振り返り等々も当然実施はしているのですけれども、それだけではなくて、やはり訓練に参加していただけなかった方についても、こういう訓練を実施していることをご紹介することも必要である、重要であるという考えから、新潟県の公式チャンネルにおいて、昨年度の訓練の様子を動画として掲載しているところでございます。動画時間が概ね 20 分。20 分というとなかなか一般市民の方も見ていただくのがちょっと躊躇される方もいらっしゃるのかなというところで、実はこの YouTube を開いていただくと概要欄にチャプターを設けておりまして、訓練ごとにこのくらいの時間から見ていただけますと、この訓練内容が見られますというチャプターを付けてございます。本日のテーマである児童の引き渡し訓練であれば 9 分台が目安となっております、訓練でバスに乗って避難していただく様子も収められておりますのでご紹介させていただいたところで、県からは以上でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きまして、柏崎市さん、お願いします。

◎前川 係長 （柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災・原子力課の前川と申します。

柏崎市の学校等における保護者への引き渡し訓練という表題になっております、表裏の A4 の紙をご覧くださいければと思います。

1 番の「目的」につきましては、今ほど新潟県様からもご説明がありましたけれども、原子力発電所の緊急時におけます児童等の避難が学校等において策定しております危機管理マニュアル等に基づき円滑に行われるかというところ。手順を確認していくというような訓練を実施しております。

柏崎市では令和 2 年度から実施しておりまして、実施状況と今年度の予定につきましては、そちらの表にまとめさせてもらっております。

令和 2 年度、まず PAZ の地区であります中通小。保育園でいきますと荒浜保育園からスタートいたしまして PAZ の小学校から始めまして、令和 7 年度荒浜小②と書いてありますが、令和 6 年度でだいたい PAZ の小学校を一周しまして、令和 7 年度から 2 週目の荒浜小を PAZ 地区ではやらせてもらっております。

今年度ですけれども、桜通小学校。日吉小学校と中通小学校が統合いたしまして、桜通小学校で 2 回目の引き渡し訓練を実施する予定になっております。中学校につきましては、今年度、西山中を予定しておるところです。

また、UPZ の地区も徐々に広げてきておりまして令和 3 年度から大洲小、北条小と順次

行ってきております。まだUPZにつきましては、少し学校数も多くてまだ一周していないのですけれど、令和6年、令和7年と学校数も増えて訓練に参加してもらっているところであります。

訓練内容につきましては、原子力災害発生時の保護者の方への引き渡し。あと広域避難の手順の確認ということで行っております。柏崎市原子力災害対策本部と学校等の連絡手順、またバス手配の手順等を確認しております。学校等から保護者への連絡手順の確認。迎への要請や保護者への引き渡しを実際に行っております。

また、引き渡せなかった児童の方、時間内に引き渡しができなかった児童等につきましては、教職員の先生方の引率によりまして実際にバスに乗って少し避難をしてもらうという訓練も行っております。あと安定ヨウ素剤の持ち出し手順も一緒に確認しております。

先ほど訓練時間というお話もいただきましたので、少し簡単ですけれどもご説明いたします。引き渡しをする時間というのが、保護者の方へ連絡をしまして、だいたい20分から1時間の間に迎えに来てもらう時間設定をいたしまして、その時間を過ぎたらバスに乗って少し出発するのですけれども、実際に避難所までいくのではなくて学校の周りを10分から15分くらい周遊しまして、また学校に戻ってきて訓練を終了するというスケジュール感でやらせてもらっております。

詳細につきましては、次回の会までに少しお示しできればと考えております。

裏面にいきまして3番。学校等からの主な意見等ということで、昨年度分を少しまとめさせてもらったものになります。私どもはこれまで30校以上の訓練もやっている関係もありまして、全てこちらに載せ切るとなかなかのボリュームになるかなと思ひまして、私の配慮が足りずに申し訳なかったのですが昨年度の分を少し抜粋させてもらったものになります。

やはり訓練をしてみて気付きがあるというお声もいただいておりますので、そういった中で4番にまとめさせてもらっております。

訓練で見えた課題と対策というところで、また今後の訓練等を計画しているところです。継続した訓練の実施というところで、令和2年度から引き渡し訓練を開始しておりますけれども保育園、小中学校、順次訓練を実施していますが、UPZ内での訓練未実施の学校が未だにまだ残っておりますので訓練を実施する学校等を増やしながら実施していく必要があると考えております。訓練計画を作成し学校等と調整を行い、計画的に実施していければと思っております。

表面、先ほどの表になるのですが1番の表のところ、未実施と書いてあります。こちらがまだ訓練をしていない学校、地区になりますので来年度以降で、来年度で終わらせられれば一番いいなとは考えておりますがまた学校等と調整しながら、こういった未実施のところも確実に訓練を実施していきたいと考えております。

裏面にいかしていただきまして2番目の課題になります。事前の原子力防災講座の実

施ということで、児童、保護者の方、原子力防災に関する理解促進を図るというのも今、非常に重要だと考えておりますので原子力災害時の避難を体験するだけではなくて、事前に避難方法等を説明させてもらいまして、そのあと引き渡し訓練を行うことで訓練の効果を高めていくということです。原子力防災訓練と一緒にやらしてもらうというような訓練の内容にさせてもらっております。

柏崎市からの説明は以上となります。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。それでは、刈羽村さん、お願いします。

◎北本 主事（刈羽村・総務課）

刈羽村総務課の北本でございます。

左肩に資料 1 と書かれておりまして中央上部に「刈羽村の学校等における保護者への引き渡し訓練について」というホチキス止めの資料でご説明をさせていただきます。

刈羽村では、原子力災害時を想定した園児、児童及び生徒の保護者への引き渡し訓練を令和 2 年度から実施をしておるところでございます。

刈羽村内には保育園、小学校、中学校が各 1 校ずつ存在しまして学校の数が少ないということもあるのですが、これまですべての学校において訓練を行っておるところでございます。令和 2 年度から保育園、小学校、中学校の順に各年度 1 校を対象に訓練を実施しております。現在のところ各学校とも 2 度訓練を完了いたしまして、今年度、令和 8 年度につきましては、かりわ保育園で実施を予定しております。

訓練の際の主な想定について記載をさせていただいております。新潟県さんが先ほど説明の資料の裏面で非常に分かりやすい表を付けていただいておりますので、もしよろしければそちらもご覧いただきながら聞いていただければと思います。実施年度によりまして若干の違いはございますが、概ね下記のような想定で刈羽村の学校では訓練を行っておるところです。

まず、震度 6 強程度の地震が発生し、これによりまず地震への対応といたしまして校庭などへ児童などが避難した後、その後の余震が見られないため教室に戻って子どもたちを一時待機としております。

2 番目としまして、新潟県の災害対策本部から刈羽村の災害対策本部に対しまして、原子力災害における警戒事態。新潟県さんの資料ですと一番左方の図のところになりますけれども、警戒事態となった旨の連絡を新潟県の災害対策本部から村の対策本部へ連絡を受けます。これを受けまして、刈羽村の災害対策本部が各学校に対し、原子力災害における警戒事態となったため保護者への子どもの引き渡しを実施し、またその後の避難指示に備えて避難準備を開始するように伝達をいたします。

3 番、こちらは学校になりますが上記の連絡を受けまして、各学校はそれぞれの伝達手段により保護者に対して子どもの引き取りの要請を行います。

子どもたちにつきましては帰宅準備をそれぞれさせた後、各教室などから引き渡し場

所、体育館などが多いですがそちらに移動します。

4 番としまして、その後、連絡を受けまして迎えに来られました保護者の方々が本当に子どもたちのご家族の方、親族の方であるかということを教員の方が確認をしまして子どもの引き渡しを行います。また、学校側につきましては、定期的に刈羽村の災害対策本部に対して、引き渡しを完了した子どもの数、また引き渡しがない子どもの数を報告いただき、刈羽村としましてはそれを受けて万が一避難と切り替わった場合にはバスの手配の準備などを行います。

5 番としまして、引き渡しを行っている最中に事態がさらに悪化し、施設敷地緊急事態に発展したという想定で、これを受けて刈羽村の災害対策本部からの指示により、保護者の迎えがその時点で来ていない子どもについては、県が手配するバスにより避難を行うことを決定します。保護者に対して、それぞれの学校の連絡手段により現在の時点で残っている子どもたちにつきましてはバスで避難をさせるという旨の連絡を入れます。

それで6 番としましては、学校に到着したバスに教員の引率の下、子どもたちを乗せて避難を実施するというところになっております。

先ほど県と柏崎市さんからも説明がありましたが、訓練の際には実際に村上市までの避難は行っておりません。

では、おめくりいただきまして 2 ページから当村で把握ができた部分になりますが訓練参加者アンケートの自由記述部分の抜粋となります。原文のまま載っておりますので、文章が若干、整合性が取れていないところもございますがそのまま記載をしております。

1 ページ目でご説明しましたが、当村かりわ保育園、刈羽小学校、刈羽中学校と 3 校ございまして、それぞれ 2 度実施をしておるところでございますがアンケート調査の結果につきましては、県の原子力防災訓練評価報告書というものがございまして、そちらからの表記を抜粋しております。実施年度によってはアンケートの実施がなかったり、あるいは学校の引き渡し訓練として柏崎市さんと刈羽村のアンケート内容と一緒に集計されており、刈羽村分がわからないようになって出ているものがございまして、以下のものにつきましては刈羽村から出ているアンケートと確認が取れたものだけ抜粋をしておるところでございます。時間の関係ございましていくつか抜粋してご紹介をさせていただきます。

2、3 ページ。このページにつきましては、まずかりわ保育園の職員の方のアンケートの結果になります。実施年度は令和 5 年度のアンケート結果になります。例えば、最初の丸です。「お迎えの時間の 1 時間の間、子どもたちは頭巾をかぶって列になり静かに待っている。それが実際の緊迫した状況に加えて不安がどんどん子どもたちは大きくなっていくんじゃないか」といった机上ではわからない実際にやってみての課題というものがこの教職員の中であったと。こういうものがまた次回の訓練、それからその後の課題となっていくということで、課題を見つけられているのではないかなと思っております。

上から 5 番目の丸です。「引き渡し訓練の流れをよく理解できました」という記述も見

られるところでございます。「ただ、今回は天気も良く、全て手はずを整えての訓練でしたが雪が降っている等、いろんな条件での対応の仕方を話し合ったほうがいいのではないか」と。こういったところも実際にやってみて、これから取り組むべき課題を見つけているような箇所と思っております。

2 ページ目の下から 2 番目の丸です。「場合によっては屋外で保護者の車両の誘導に当たることもあると思うが、屋内退避を必要とする状況で防護服無しで従事するのは不安と抵抗を感じる。」こういうことを書いていただいている方もいらっしゃったようですが、これにつきましては、訓練の想定、どういった状況で自分たちが子どもの引き渡しの訓練をやっているのかということがうまく伝わっていなかったのかなといったところで、我々村としても今後の課題と思っております。実際は、警戒事態、まだ放射性物質が外に出ることが想定されてないような時期に、子どもたちの引き渡しを実施しておりますのでこういったご不安があるところは我々としても把握できましたが、同時にどういった状況で実際この引き渡しが行われるのかというところにつきましても今後周知を行っていく必要があると認識をしております。

おめくりいただきまして。4 ページ、5 ページ。こちらが刈羽小学校の先生方のアンケート結果になります。刈羽小学校につきましては、令和 3 年度、令和 6 年度と 2 年度分のアンケート結果が出ております。

令和 3 年度ですと、例えば時間の都合で飛ばしてしまう部分もあるのですが、一番下の部分、令和 3 年度の最後の丸です。「大きな地震が発生すれば道路も通行不能な場所ができる。そうした災害時の引き渡し訓練を想定していたが、駐車場は事前に先生方の車を避けて空けられており、引き渡し困難な児童も『事前に誰が引き渡し困難なのかというのを報告してください』』といったようなことが学校の中であったようでございましてそういったことにつきまして、「実際のものとは掛け離れた訓練だったんじゃないか」という反省も出ておるようでございました。

こうした 3 年度の反省を踏まえて、おそらく 6 年度の訓練も行っているかと思うのですが、量が多いので一部の紹介に留めますけれども前の実施年度の反省を次の年度の訓練に生かしていただきたいというのが正直なところでございます。

おめくりいただきまして、6 ページ以降、これは昨年度実施いたしました刈羽中学校のアンケートになります。刈羽中学校のアンケートにつきましては生徒さんからの回答、それからおめくりいただきまして 8 ページの下部が保護者からの回答。9 ページと 10 ページが教員からのアンケート調査の結果です。それぞれ参加された中でも教員だけではなく、参加してみて感じたこと、引き取りに行って感じたこと、それから教員の皆さんが自身でやってみて感じたことといったところで、それぞれアンケート調査が出ておりましたのでこちらを記載させていただいておりますのでございます。

こうした訓練のアンケートも載せさせていただいておりますが 11 ページをご覧くださいと思います。

アンケート調査では、各学校が実際に訓練をやってみて、今後、教員の危機管理マニュアルですとかそういったものの実際の動きの部分で改善すべき点など洗い出しができる課題の抽出をしておるところでございます。一方で、刈羽村として、行政として感じている今後の課題について4点まとめさせていただいております。

1 点目です。小中学校の教職員の方々は通常数年程度で転勤となるため、転勤に伴い、訓練で経験を積んだ教職員の方が転出をされて、訓練の経験の無い教職員の方が転入して来られるため、定期的に訓練または研修等を実施して避難計画の実効性を維持すること、また向上させ続けることが必要と感じておるところでございます。

2 点目といたしまして、今ほど小学校のところでもご覧いただきましたが、前回の訓練をやった時の出た反省点を次の訓練時に確実に学校の中で引き継げるように、学校内の情報伝達や引き継ぎといったものにつきまして、教育委員会などと連携しながら、その部分の強化を図っていく必要があるのではないかと考えております。

3 点目につきましては、実災害時、実際に災害が発生した際には、情報の錯綜ですとか対応中に混乱が生じるといった恐れもございます。そのため、学校の職員だけではなく、当然のことではございますが刈羽村の職員につきましてもこうした災害発生時の対応について繰り返し訓練を行い、いざという時に何をすればいいかわからないというそういった事態が起きてはいけませんので、訓練をした通りに冷静に連絡、指示などが行えるように対応力を向上させていく必要があると考えております。

4 点目につきましては、先ほども少し触れました一例でございますが、駐車場の案内をするための職員のために防護服等が必要であるといったようなアンケートが散見されているところでございます。実際の引き渡しにつきましては、もっと早い段階で防護服が不要な段階で行われておりまして、放射性物質が外に出ている状況では既に引き渡し自体を中止して避難をするといったところですが、こういった段階でどういう動きをするのかといったところにつきまして正しく認識してもらうというのが重要であり、研修等を通じて災害の対応等を確認して身に付けていってもらう必要があると考えております。この点につきましては、ただ今、防災リーダー研修ということで柏崎原子力広報センターさんにもご協力いただきまして、毎年、小中学校の先生方につきましては座学の研修と柏崎刈羽原子力発電所さんの構内の視察等も含めまして研修等で行わせていただいているところでございます。

刈羽村からの発表は以上でございます。

◎品田善司 議長

大変ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入ります。質問のある方は手を挙げていただいて、お名前をおっしゃってから質問事項をおっしゃっていただければと思います。

それでは。本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

本間です。いっぱい質問があるんですけど。一つずつ、できる限り発言させてください。1 番です。複合災害などで避難困難な場合には PAZ の住民も屋内退避ということに決められてしまいましたけれども、そのような場合には学校で最初、引き渡し始めましたけれどもバスが来れないという状況になるわけです。その場合にはどんどん事態が進行して場合によっては、近所は親が来ると思うんですけどもその場合、放射性物質が降り注ぐようになって引き渡しを行うのか。あるいは迎えるバスがそのような状況で来れないで、一般論としては PAZ の人も屋内退避をせよという状況の場合にも学校はどういうふうにするのか。その点を教えてください。お答えは各団体でなくていいですので県か市か村か、どこか代表で誰かがいいです。

◎品田善司 議長

代表ということでございますが、新潟県さん。はい、お願いします。

◎奥山 係長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

かしこまりました。今ほどのご質問は、PAZ で放射性物質が降り注いでいる時に学校としてどのような対応をするか、ざっくりで恐縮ですけどもそういったご質問かと思えます。これはどのタイミングで放射性物質が降り注いでいるかにもよるところであります。具体的に言いますと、本間委員のご質問の趣旨から外れるかもしれませんが、登校前ということであれば当然自宅で屋内退避ということになるでしょうし、生徒が登校した後ということであれば学校に留まっていて無理に引き渡しをして過度な被ばくをするということであれば、原理原則からすれば被ばくを可能な限り抑えるというところが原則でございますので、その点は学校で屋内退避をしていただくというところが被ばくを抑える方法であれば、なるべく継続していただいて、その通過を待つというところも判断かと思えます。

◎本間 委員

屋内退避は一般でいうには 3 日程度を目途にしろというふうに言われているわけです。学校も 3 日目くらいまで屋内退避をするという心づもりでいいんですね。その間、引き渡しはしないということでしょうか。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

ありがとうございます。本間委員からご質問があった内容、PAZ においても自然災害と複合災害でもって避難する場合のほうが、健康にリスクがある場合は屋内退避することによって「柏崎刈羽地域の緊急時対応」にも載っております。それで、屋内退避は 3 日でもって継続を判断するというのもありますけれども、PAZ の屋内退避については、暴風雪であるとか津波であるとか避難を行うことのリスクが高い場合は、まず屋内退避を優先するというものでありますので、必ずしも 3 日待つものというのではなくて、自然災害のリスクのほうに低下すれば屋内退避ではなくて避難に移行するものというものでございます。例えば、豪雪で避難路を使つての避難が危険なようであれば、私どもも避難を急ぐことが必要ということであれば、当然、国と調整して実動組織、例えば自衛隊から除雪で

あるとか救助ができないかというものを相談いたします。そういったさまざまな手を打って対応するというのが考え方でございます。以上でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他においでですか。水戸部委員、どうぞ。

◎水戸部 委員

柏崎青年会議所の水戸部です。どちらに聞いたらいいのか、ちょっと分からないんですけど。

今、訓練であれば、いくつかピックアップしているので成立しているのかなと思うんですけど、いざこれが全域で起きた時に、いろいろなところでバス事業者が連携するところが出てくると思うんですけど単純に足りるのかなというのがちょっと気になって、バスとそれを運転する人が必要だと考えた時に、現状、この地域にどれくらいのキャパがあるのかみたいなのは把握されているのでしょうか。

◎品田善司 議長

新潟県さんでよろしいですか。

◎奥山 係長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県でございます。ご質問ありがとうございます。

新潟県は県のバス協会と協力協定を結んでおりまして、実際この訓練においてもバス事業者さんに参加いただいて、協定を基に協会さんに連絡をして、当然、この地域に根差したバス会社さんのほうが速やかに避難できると思いますので、そういったバス会社さんに来ていただくというプロセスも含めた訓練を実施しているというところでございます。ちょっと今、脱線しながら本題に入らせていただくのですが、足りるのかという問題が一つございましたけれども、この地域に根差した柏崎交通さんですとかそういったほうが地の利はいいんですけれども、仮に不足する場合は近いエリアのところからバスに来ていただくということも協力協定の想定内でございます。そういった意味では、実際に何台という細かい台数までこの場で申し上げることはできないですが、そういった連携をした中で実施をしていく、さらに、それでも不足する場合には実動組織に要請を掛けまして、バス輸送、人員輸送を行うというところで確実に避難できるような体制を構築しているところでございます。以上です。

◎水戸部 委員

ありがとうございました。

◎品田善司 議長

よろしいですか。他にいらっしゃいますでしょうか。白井委員、どうぞ。

◎白井 委員

松浜町内会の白井でございます。よろしくお願いいたします。

2点お願いしたいです。まず1点目、これは新潟県さんにお訊ねしたいんですが、昨年度の防災訓練の内容につきましては今ほど報告いただきました。今年度、私がまだ見てお

らず、報道があったのか分かりませんがちょっと分かりませんので、今年度の計画が分かりましたら聞かせていただきたいというのが1点。

もう1点です。これは柏崎市さんになるかと思うんですが、今年度、松波地区コミセンが陽圧施設の工事の設計を実施しておりまして2回ほど説明を受けました。松波地区のコミセンに陽圧施設を来年工事をされるという予定になっておるようですが、松波地域のこの陽圧施設を計画して、設計された収容人員だとか、どういう根拠で松波に陽圧施設を設置するのか。市に登録されている松波の要支援者は70名ちょっといるかと思うんですが、そういう人たちが確実に陽圧施設に入られるスペースがあるのかどうか。当然、設計されて工事をされるということであればきちとした算出根拠があつて工事をされると思うんですが、そのへんのことについて市にお訊ねさせていただきます。この2点についてお願いいたします。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。それでは、新潟県さんから、お願いします。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県でございます。白井委員からご質問がありました、まず1点目、今年度の訓練の実施時期でございますけれども、まだ公表に向けて関係機関の調整が全て整っていないため具体の日は本日お伝えできないのですけれども、総合訓練につきまして例年10月下旬から11月上旬に開催する場合が多くございまして、今年度もこのくらいの時期を目途に現在調整しております。毎年、訓練実施の1カ月ちょっと前くらいに訓練実施につきまして、報道機関に訓練を実施しますということで報道発表しておりまして今年度も同じようなかたちで発表する予定であります。

また、この他にも先ほどご説明しました個別訓練につきましても複数回予定をしておりまして、これも訓練実施前にはそれぞれ報道機関に訓練を実施するというところで発表する予定でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。それでは、柏崎市さんお願いします。

◎前川 係長（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市でございます。今ほど、松波コミセンの陽圧施設の関係でご質問いただきました。当然、収容人数につきましては要配慮者やそれに付き添いで来られる方も含めまして人数は今のところは聞いておるところです。今日は手持ちの資料がなくて詳しい人数までは申し上げられません。申し訳ありません。まず、原則として基本的には自家用車なり、まずはこの地区を離れてもらうというのが大前提にありますけれども、そういったのがなかなか難しいという方が松波コミセンや陽圧施設等で一時避難先が決まるまでだとか整うまでの間、少しそこで避難してもらうというような設備になります。必ずしも全員が全員そこに入るものではないのかもしれませんが、また建物の大きさ等もありますのでそういうところも見ながら極力全員が入れるようなところで設計は今進めていか

せてもらっているところであります。どうしても建物の大きさがありますのでそういうところで限られてはくるのですけれども、なるべく人数というところも当然ありますのでそういうところを配慮しながら陽圧設備も進めていければと考えております。以上であります。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。白井委員、じゃあ追加で。

◎白井 委員

ありがとうございました。陽圧施設もそうですけれども、避難所が松波地区は今、中学校とコミセンしかありません。PAZ の圏内であれば避難するのが原則だという先般、県の方からのお話もありましたが、当然避難道路が傷んだりすると避難する場所がないというのが、我々PAZ の圏内の住民にとっては一番不安を感じている部分が多いんです。それで、避難所についてもやはり人口に応じた避難所の設置をきちっと行政で把握してちゃんと確保していただきたいというのが要望です。ぜひ、そのようにまた調査をしていただいて住民の皆さんが不安が無くなるように不安の解消に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他に、おいででしょうか。星野俊彦委員、どうぞ。

◎星野俊彦 委員

星野俊彦です。訓練はものすごく大事だと思います。これ否定はしません。ただ、今、以前の委員の方からも実際に起きた時はどうかというところの疑念が具体的に言われています。刈羽村さんが非常に分厚く出していて、他のことが悪いというわけではなくて、1枚みたいなどころから比べると大変ありがたいと思っているんです。これは嫌味だと思って聞いてください。それで、刈羽村さんの今後の課題のところちょっと気になったのが4点目です。

駐車場の案内する職員のための防護服等が必要ではないかという職員の方からのいうなれば訴えといいますか、出たということに対する村側のその解釈が、そもそも即逃げるんだから放射能はまだ来ていない状態なんだと。そこを教職員によく理解させなければならぬということだとこれは思うんですけれども、果たして現実そうなるのか。来るか来ないかといったら来るかもしれないものに対して、マンパワーのところからいえば、その人自身が危険にさらされた時に自分自身を守るという状況を想定して、当然防護服等を用意をして、5km圏内だったら来ないうちに逃げるんだから来ないだろうということを想定してやっては、これはいけないですよ。来るか来ないか、近いから来てしまうかもしれない。実際にやっている間に、こういう携わる職員は、じゃあどこまでやればいいのか、まさに自分自身が被災者なわけです。私も施設の責任者をしていますから本当に職員に対して何も言えない。私も5km圏内の施設の職員。福祉施設の責任者ですから、職員の皆さん自身が被災をする対象なわけです。逃げなければならない対象なわけで

す。その人たちにじゃあどこまでやってくれなんて絶対言えないです。契約上も私、職務権限で今日ここへ留まってこの人たちを守るためにうちへ帰らないでくれなんて絶対言えないです。そんな契約もしていないです。ですから、これはちょっと無いでしょうというふうに言いたい。つまり、職員とか医療関係者とか皆そうですね。どこまで求められているのか。さらにいえば、そのところを法的にはどういうふうに整理しているのか。自分を犠牲にしてまでやらなければならないのか。それをした場合に誰がどういうふうに保障してくれるのかというような法的な整備を本当に私、緻密にはなっていないというふうに思います。

それが意見ですので、これは本気に根本的な問題だと思っていますので、ぜひそれぞれの立場でちょっと聞かせてください。

◎品田善司 議長

それでは、新潟県さんから、お願いします。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県でございます。星野委員のご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、まず、民間事業者の方に協力を強制するということは当然できませんし、一方、そういった方々の協力が大事であると考えております。そうした中、現行の原子力災害対策指針に基づいた考え方としては、今、刈羽村さんからご説明ありまして、PAZ 内においては危険がない範囲において、まず地震が起こった段階で児童を引き渡すのだから防護服までは必要ないという考えであって、仮に、そのような危険がある場合、例えば防護服が必要なような場合については、もうすぐに引き渡しでなくて行政で避難手段を提供してすぐ避難するというような考え方ではございます。

ただ、こういった複雑な考え方が、今ほどおっしゃったように実際に運用する方々に理解していただければ、やはり不安になってじゃあどうしたらいいんだという現場の混乱にも結び付きます。そういった点、どのような対応がいいのか、あるいは周知していくのがいいのかというのは我々も課題だと思っていて、そこは本当にご意見、真摯に受け止めて、我々もより対応であるとか、あるいはより周知であるとか、そもそも我々行政のやっていることが皆様からも信頼されるような取り組みをしっかりとっていくことが大事だと考えております。以上でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。柏崎市さん、お願いします。

◎前川 係長（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市でございます。星野委員からのご指摘、ごもつともだというふうに感じて聞いておりました。さまざまな指針、緊急時対応等がありますけれども、またそういったものを我々としましては周知、啓発していきまして、いかに訓練といえども実災害を想定、イメージしてもらいながらそこに対して不安な点等があれば聞き取って、できる限りの対策をやっていかなければならないことだろうと思っております。我々も必ずそういった指

針、計画等に基づいて動いていくというのも一つ大事なことから思っておりますけれども、実際に現場で動く地元の皆様の声というのは当然無視できないものだと思っておりますので、また訓練を通していろいろな声を聴きながら対策等を練っていければと考えております。ありがとうございます。

◎品田善司 議長

刈羽村さんをお願いします。

◎高橋 課長補佐（刈羽村・総務課）

刈羽村の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

星野委員、ご意見ありがとうございます。お話のあったとおり、訓練の計画、想定とした中での課題といった意味合いで書かせてもらいましたが、確かに星野委員の言われるとおり、いかなる訓練、状況に応じて対応できるようなそういった考えも必要であるというふうなご意見ごもっともでございます。また今後の訓練、教育委員会、それから村と連携しながら段階的に訓練の質を高めていきたいと思っております。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他においででしょうか。品田信子委員、お願いします。簡潔にお願いします。

◎品田信子 委員

新潟県さんに質問です。この中に小中学校は分かるんですけども、柏崎市にも県立の高校がありますし、はまなす特別支援学校というものもあります。そういった場合に、ここでの避難訓練はどうなっていますでしょうか。

◎品田善司 議長

新潟県さん、お願いします。

◎奥山 係長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県でございます。ご質問ありがとうございます。

現時点では、実施はしていない状況でございます。といいますのも、それこそ柏崎市様、それから刈羽村様からもお話がありましたけれども、現在は小学校、中学校、それから保育所、幼稚園ですとかより若年層にスポットを当てて令和に入ってから実施したものでございます。これを引き続き繰り返しやっていくという先ほど来から課題も出ている中で実施しているものでございまして、まずはそこでやっているというところがございます。ただ委員がおっしゃるとおり、それだけでいいのかというところはあると思いますので、その点は我々、最初にご紹介させていただいたとおり、本部運営訓練、それから住民避難訓練というのは総合的にやっている中で個別避難訓練のこういう役割があり、これで訓練は万全とは思っておりませんので今日いただいたご意見も踏まえながらより良い訓練、より実効性を高める訓練を実施してまいりたいと考えております。

◎品田善司 議長

どうぞ。

◎品田信子 委員

県立高校の件は分かりました。ただ、はまなす特別支援学校については、小学校からの子どもさんがいらっしゃいます。当然、お迎えに行く立場であると思います。そこらへんのことをもうちょっと考えていただいて、そこでの訓練もお願いしたいなと思っております。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他に。岡田副会長。

◎岡田 委員

岡田です。各位に、参加者、保護者の関心を高めるという観点からちょっと意見をさせていただきます。

新潟県さんの資料、柏崎市さんの資料に「学校等において作成している危機管理マニュアル等に基づき」という記載がありますが、私、児童、生徒の保護者ですけれど、この危機管理マニュアルというのはちょっと見たことが無いというところです。保護者が完全にお客さんであるならばそれはそれでいいのかもしれませんが、学校の設置者と保護者が協力して何かやらないといけない場合があるならば、学校のホームページなり見る方は少ないかもしれませんが掲載があってもいいのかなと思います。

もう1点、先ほどもありましたが、刈羽村さんから訓練の想定が共有されてなかったというお話がありました。私も田尻小学校の引き渡し訓練に行ったことがあるんですけれども、参加者としては、ただ呼ばれて行って一緒に帰ってきたというような状況になっているかと思います。本当に簡単でいいので、「何が起こりました、今、どういう状況です。これからあなたに電話が掛かってきます。迎えに行きます。」みたいなほんの2分、3分の動画でもいいので、あのような時に自分が今どういう状況に今、置かれているのかが分かって訓練に参加できるような環境があればいいのかなと思います。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。それはコメントを求めるのはよろしいですか、はい。他に。では、時間も来ていますので、竹内副会長、最後でお願いします。

◎竹内 委員

竹内です。新潟県に修正をお願いいたします。

この2ページ目の表のところですよ。引き渡しを中断して安定ヨウ素剤等を携行し避難するということだったんですが、先ほどの原子力規制庁の話では、PAZは避難と同時に服用ということになっていますので、ここは服用させバスで避難というかたちになるかと思いますが修正をお願いします。

UPZにつきましても、UPZは放出後一時移転ということになります。安定ヨウ素剤はここで持っていくのではなくて屋内退避のうちに安定ヨウ素剤を飲むことになると思いますので、ここも修正をお願いします。先ほどの原子力規制庁の話だと、自治体の独自判断というところも重要になるということが分かりましたので、この認識では的確な時に安

定ヨウ素剤が飲めないと思いますので、ぜひ修正をお願いします。以上です。

◎品田善司 議長

新潟県さん。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

竹内副会長、ご指摘ありがとうございます。重要な部分になりますので、事実関係を確認しまして、次回、確認した結果、こういう書き方が正しいのではないかとということで配布したいと思います。

◎品田善司 議長

大変ありがとうございました。時間を過ぎましたので本日の定例会、これで終了とさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

事務局、お願いします。

◎事務局

事務局から次回定例会についてご案内をいたします。

第 279 回定例会は、令和 8（2026）年 9 月 2 日水曜、午後 6 時 30 分から、ここ、柏崎原子力広報センターで開催いたします。

それから、委員の皆様には地域の会の県外視察について、ご連絡をいたします。

県外視察は、11 月 29、30 日、女川原子力発電所を予定しております。後日、文書でご案内させていただきますのでご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

このあとの取材は、1 階エントランスホールで午後 8 時 50 分までといたします。報道各社の皆様は、機材を 1 階へ降ろしてから取材を開始してください。

以上を持ちまして、地域の会第 278 回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

— 終了 —